

議案第 9 号

那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例（平成17年10月那須烏山市条例第151号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行																														
(利用時間) 第5条 公民館の利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。<u>ただし、委員会規則で定める日及び時間においては、委員会規則で定める者の利用に限るものとする。</u> 2 委員会は、特に必要があるときは、<u>前項の</u> _____ 利用時間を変更することができる。 <u>(休館日)</u> 第6条 公民館の<u>休館日</u>は、<u>12月28日から翌年1月4日まで</u>とする。 2 委員会は、特に<u>必要</u>があるときは、 _____ 臨時に<u>休館日</u>を定め、又は<u>前項の休館日</u>に公民館を利用させることができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>那須烏山市烏山公民館</td><td>那須烏山市中央2丁目13番8号</td></tr><tr><td>那須烏山市烏山南公民館</td><td>那須烏山市野上703番地1</td></tr><tr><td>那須烏山市境公民館</td><td>那須烏山市上境290番地1</td></tr><tr><td>那須烏山市七合公民館</td><td>那須烏山市大桶928番地10</td></tr><tr><td>那須烏山市南那須公民館</td><td>那須烏山市岩子6番地1</td></tr></table>	名称	位置	那須烏山市烏山公民館	那須烏山市中央2丁目13番8号	那須烏山市烏山南公民館	那須烏山市野上703番地1	那須烏山市境公民館	那須烏山市上境290番地1	那須烏山市七合公民館	那須烏山市大桶928番地10	那須烏山市南那須公民館	那須烏山市岩子6番地1	(利用時間) 第5条 公民館の利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。 2 委員会は、特に必要があるときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>利用時間を変更することができる。 <u>(休日)</u> 第6条 公民館の<u>休日</u>は、<u>次のとおり</u> _____ とする。 (1) <u>毎週月曜日及び毎月第3日曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> (3) <u>12月28日から翌年1月4日まで</u> 2 委員会は、特に<u>必要のある</u>ときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>臨時に<u>休日</u>を定め、又は<u>休日</u>に公民館を利用させることができる。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th><u>対象地区</u></th></tr><tr><td>那須烏山市烏山公民館</td><td>那須烏山市中央2丁目13番8号</td><td><u>中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、金井1丁目、金井2丁目、南1丁目、南2丁目、初音、旭1丁目、旭2丁目、城東、城山、愛宕台及び表</u></td></tr><tr><td>那須烏山市烏山南公民館</td><td>那須烏山市野上703番地1</td><td><u>神長、滝、野上、向田及び落合</u></td></tr><tr><td>那須烏山市境公民館</td><td>那須烏山市上境290番地1</td><td><u>宮原、上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須及び大沢</u></td></tr><tr><td>那須烏山市七合公民館</td><td>那須烏山市大桶928番地10</td><td><u>興野、滝田、中山、谷浅見、大桶及び白久</u></td></tr><tr><td>那須烏山市南那須公民館</td><td>那須烏山市岩子6番地1</td><td><u>田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東</u></td></tr></table>	名称	位置	<u>対象地区</u>	那須烏山市烏山公民館	那須烏山市中央2丁目13番8号	<u>中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、金井1丁目、金井2丁目、南1丁目、南2丁目、初音、旭1丁目、旭2丁目、城東、城山、愛宕台及び表</u>	那須烏山市烏山南公民館	那須烏山市野上703番地1	<u>神長、滝、野上、向田及び落合</u>	那須烏山市境公民館	那須烏山市上境290番地1	<u>宮原、上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須及び大沢</u>	那須烏山市七合公民館	那須烏山市大桶928番地10	<u>興野、滝田、中山、谷浅見、大桶及び白久</u>	那須烏山市南那須公民館	那須烏山市岩子6番地1	<u>田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東</u>
名称	位置																														
那須烏山市烏山公民館	那須烏山市中央2丁目13番8号																														
那須烏山市烏山南公民館	那須烏山市野上703番地1																														
那須烏山市境公民館	那須烏山市上境290番地1																														
那須烏山市七合公民館	那須烏山市大桶928番地10																														
那須烏山市南那須公民館	那須烏山市岩子6番地1																														
名称	位置	<u>対象地区</u>																													
那須烏山市烏山公民館	那須烏山市中央2丁目13番8号	<u>中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、金井1丁目、金井2丁目、南1丁目、南2丁目、初音、旭1丁目、旭2丁目、城東、城山、愛宕台及び表</u>																													
那須烏山市烏山南公民館	那須烏山市野上703番地1	<u>神長、滝、野上、向田及び落合</u>																													
那須烏山市境公民館	那須烏山市上境290番地1	<u>宮原、上境、下境、小原沢、小木須、横枕、大木須及び大沢</u>																													
那須烏山市七合公民館	那須烏山市大桶928番地10	<u>興野、滝田、中山、谷浅見、大桶及び白久</u>																													
那須烏山市南那須公民館	那須烏山市岩子6番地1	<u>田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東</u>																													

				<u>原、小河原、高瀬、大里、小埜、森田、曲田、曲畑、八ヶ代、福岡、鴻野山、小白井、熊田、月次、南大和久、藤田、三箇、上川井、下川井及び志鳥</u>
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。